会議名	令和６年度第４回小牧市こども・子育て会議	
日時	令和６年１２月１７日（火）午後２時	
場所	小牧市役所東庁舎５階　大会議室	
学識経験者	兵庫教育大学 小学校教員養成特別コース　教授	鈴木　正敏
	名古屋経済大学　人間生活科学部教育保育学科 特任教授	長江　美津子
各種団体関係者	小牧市小中学校校長会　代表	佐藤　史洋
	小牧市青少年健全育成市民会議　代表	安藤　和憲
	小牧市地区民生・児童委員連絡協議会　代表	田中　正造
	小牧市地区民生・児童委員連絡協議会　代表	峯田　一子
	小牧市社会福祉協議会　代表	梶田　光俊
	保育園長会　代表（公立園）	小川　由美子
	保育園長会　代表（公立園以外）	京谷　和恵
	保育園保護者会　代表（公立園）	永田　あずさ
	小牧市私立幼稚園連合協議会　代表	竹川　陽子
	小牧市立第一幼稚園　代表	松野　麻香
	勤労者　代表	河合　達夫
	こまき市民活動ネットワーク　代表	鳥居　由香里
公募委員		馬場　容子
		坂　かなこ
欠席委員	小牧市教育委員会　教育委員	加藤　由美
	小牧市母子保健推進協議会　代表	松本　華子
	保育園保護者会　代表（公立園以外）	川口　愛
	小牧市私立幼稚園保護者会　代表	佐藤　愛子
	事業者　代表	小坂　武令
	小牧市立学校地域コーディネーター　代表	玉置　博子
	小牧市小中学校PTA連絡協議会　代表	加藤　さやか
	こども・若者代表	小林　和嗣
	こども・若者代表	川口　佑貴

※傍聴者５名

Ⅰ．あいさつ

【事務局（こども政策課小川課長）】

本日はご多忙の中、会議にご出席いただきありがとうございます。ただいまから、令和 6 年度第 4 回小牧市こども・子育て会議を開催します。司会は、こども政策課長の小川が務めます。よろしくお願いいたします。

本会議は公開となっていますが、ただ今のところ、傍聴者は５名です。

また、本日は 16 名の委員が出席されており、過半数以上の委員の出席がありますので、会議成立を報告いたします。

なお、小牧市教育委員会教育委員 加藤委員、小牧市母子保健推進協議会代表 松本委員、保育園保護者会代表 川口委員、小牧市私立幼稚園保護者会代表 佐藤委員、事業者代表 小坂委員、小牧市立学校地域コーディネーター代表 玉置委員、小牧市小中学校 PTA 連絡協議会代表 加藤委員、若者代表の小林委員、川口委員につきましては事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、はじめに資料の確認をさせていただきます。

事前に送付いたしました資料として、資料 1「小牧市こども計画（素案）」、資料 2 カラー刷りＡ3 の「施策体系図」、資料 3「こども計画（素案）の主な修正箇所」、資料 4「オンラインフォームからの第 3 回こども・子育て会議に対する追加意見及び質問に対する回答」

本日机上に配布した資料として、資料 5「パブリックコメント実施概要」、資料 6「令和 6 年度第 4 回小牧市こども・子育て会議に対する意見及び質問について」です。

資料の不足や落丁等がありましたらお知らせください。

それでは、こども未来部長の川尻より、あいさつを申し上げます。

【事務局（こども未来部川尻部長）】

＜川尻部長あいさつ＞

【事務局（こども政策課小川課長）】

続きまして、鈴木会長よりごあいさつをお願いいたします。

【鈴木会長】

＜鈴木会長あいさつ＞

【事務局（こども政策課小川課長）】

ありがとうございました。

以降の進行につきましては、鈴木会長へお願いさせていただきます。

よろしくお願いします。

２．議題
【鈴木会長】
それでは、次第２議題「小牧市こども計画（素案）」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（こども政策課伊達係長）】
こども政策課の伊達です。
説明に入る前に大変申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いします。
「資料１　小牧市こども計画素案」の 78 ページをお願いします。
具体的な取組みの「No.3　児童クラブにおける障がい児の受け入れ推進」の内容について、最初の一文である「集団保育の可能な」から「充実に努めます」とその後の「また、」を削除お願いします。訂正後の内容については、「必要に応じて職員の加配による受け入れ体制を整え、集団保育の可能な障がいのあるこどもの受け入れの充実に努めます」となります。申し訳ございませんでした。

それでは、小牧市こども計画素案について説明させていただきます。
まず、第１章から第４章までについて、第３回会議の中で委員の皆様からいただいたご意見や、会議開催後にオンラインフォームからいただいたご意見等を踏まえて内容を修正した箇所の説明をさせていただきます。なお、オンラインフォームでいただいたご意見等は資料４にまとめています。

前回からの修正箇所については、事前にお送りした「資料３こども計画（素案）の主な修正箇所」に記載のあるとおりとなりますが、時間の都合上、番号１のような軽微な修正や、番号２のように内容は変更せず、文面の修正をしたものについては説明を割愛し、新たに追加した箇所や掲載内容を改めた箇所を抜粋して説明させていただきます。
また、資料２、Ａ３横のカラー刷りのものですが、前回お示しした施策体系では新規取り組み、廃止取組みとなるものを赤字とし、取り組み名を現行計画から変更しているものを青字で掲載していました。
今回配布している資料は廃止となる取組み及び取組み名を変更したものは掲載せず、新規としていた取り組みのうち、事業自体を新たに開始する取組み及び拡充となる取組みを赤字で掲載しており、資料１の計画素案も同じように掲載しています。

「資料１小牧市こども計画素案」の４ページをお願いします。
年齢３区分別人口の推移と推計のグラフについて、令和７年以降の推計人口を前年までの実績値に基づき、コーホート変化率法により算出した人口へ修正しました。なお、このコーホート変化率法とは住宅開発などの人口変化要因は見込まず、各年の年齢階層毎の人口の変化率を算出し、統計的に将来人口を推計する方法のことをいいます。

６ページをお願いします。
出生数の推移として、合計特殊出生率の推移のグラフを追加しました。

また、同じページの「5 歳以下の就学前児童数の推移と推計」のグラフについて、令和７

年以降の推計人口について、先ほど説明した年齢3区分別人口の推計と同様に算出し、令和7年から令和11年まで減少傾向が続く見込みとしました。

11ページをお願いします。
保育園入園児童数の推移のグラフに令和6年の入園児童数を追加し、幼稚園入園児童数の推移と掲載年を合わせました。

13ページをお願いします。
修正箇所ではありませんが、前回会議にて国の大学進学率は愛知県学校基本調査では確認できないのでは、とのご指摘を受け、改めて確認したところ同調査に国の大学進学率の掲載がありましたので、引用資料は愛知県学校基本調査のままとしています。

14ページをお願いします。
（9）外国人市民の状況を追加し、外国人住民数の推移及び日本語指導が必要な児童生徒の推移の統計データを掲載しました。

ページが飛びますが、42ページをお願いします。
具体的な取組みの「No.9幼稚園・保育園・認定こども園の地域活動事業」の内容を「地域に開かれた園として、それぞれの地域に応じた活動を実施します。老人福祉施設訪問ではふれあい遊びなどを通して、交流を深めていきます」に修正しました。

46ページをお願いします。
「No.7　放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）」の内容に運営の民間委託により、質の向上や安定的な人材確保を図ることを追加しました。

続いて、78ページをお願いします。
冒頭に訂正をさせていただいた箇所となりますが、
「No.3　児童クラブにおける障がい児の受け入れ推進」の内容を修正しました。

第1章から第4章までの修正箇所は以上となります。

続いて「第5章　教育・保育等の量の見込みと確保の内容」について説明いたします。

83ページをお願いします。
子ども・子育て支援法において、市町村は5年を1期として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要量の見込みとともに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めることとされています。本計画においては令和7年度から令和11年度までの量の見込みと確保の内容を定めるものとなります。
それでは、83ページの「教育・保育提供区域の設定」の表をご確認ください。
量の見込みと確保の内容については、地理的条件、人口などを総合的に勘案し、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として定め、その区域内での需給計画を立てることとされています。

本計画においては、「第２期小牧市子ども・子育て支援事業計画」と同様に、教育・保育事業となる幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業は３ブロックに分割し、東部地区、中部地区、西部地区として設定することとします。
地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業は小学校区ごとの 16 区域、その他の事業は市全域を提供区域とします。

84 ページ、85 ページは教育・保育提供区域における保育園等の施設配置図を掲載しています。

86 ページをお願いします。
86 ページから 97 ページまでが「教育・保育事業」について、98 ページから 120 ページまでが「地域子ども・子育て支援事業」について、各事業の量の見込みと確保の内容を掲載しています。
各事業の説明をする前に全事業に共通する事項について説明をさせていただきますので、例として、86 ページをご覧いただければと思います。
はじめに、事業概要を示すため事業名、提供区域、事業内容を掲載し、その下に利用実績推移として令和２年度から令和６年度までの５年間の実績を掲載します。なお、令和６年度の実績については現時点の見込みとなっています。

その下の「量の見込みと確保の内容」の表は国が示す算出の手引きを参考にして、昨年度実施した「子ども・子育てに関するアンケート調査」によるニーズ調査結果や、今後の人口推計、過去の利用実績などを勘案したうえで算出した令和７年度以降の量の見込みと、各年度の施設整備予定などを勘案した提供体制の確保の内容を数値にて掲載します。
こちらの表の１番下の「過不足（②―①）」は確保の内容から量の見込みを引いた数値となりますので、ここが正の値であれば、量の見込みを上回る提供体制を確保できていることとなります。

それでは、ここから各事業の内容について説明をします。
まず、86 ページ「2　教育・保育の量の見込みと提供体制の確保」についてです。
教育・保育事業については、１号認定から３号認定の３区分それぞれの量の見込みを算出することとされています。
86 ページに記載のある（1）教育事業について、１号認定の対象は、満３歳から就学前までのこどもであり、保護者の就労要件等の「保育を必要とする事由」は必要ありません。利用対象施設は幼稚園・認定こども園となります。
「保育を必要とする事由」に該当するこどもは２号認定の対象となります。
確保の内容として令和９年度以降が 100 人ほど減少していますが、中部地区において、第一幼稚園を（仮称）第一こども園に統合することによるものです。

90 ページをお願いします。
（2）保育事業について、２号認定の対象は、保護者の就労要件等の「保育を必要とする事由」に該当する３歳児から５歳児のこどもとなり、３号認定の対象は、「保育を必要とする事由」に該当する０歳児から２歳児のこどもです。対象施設は保育園、認定こども園、地

域型保育事業となります。
量の見込みは、本市独自の取組みとして0歳児から2歳児の保育料の無償化を行っていることを勘案して、算出しています。
確保の内容は、中部地区において令和8年度は新たな保育園1園及び地域型保育施設4園を加えることにより増加する一方、令和9年度以降は大山保育園を（仮称）第一こども園に統合することにより2号認定は減少し、3号認定は増加しています。

98ページをお願いします。
ここからは地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容となります。

98ページから記載のある放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は夏休み等の学校長期休業期間において、通常よりも利用児童が増加するため、通常使用しているクラブ室だけではなく、小学校の特別教室等を一時的にクラブ室として借用し、活動場所を確保します。なお、確保の内容については、長期休業期間中に小学校から一時的に借用するクラブ室を含めた利用定員数となります。

103ページをお願いします。
時間外保育事業については、令和7年度は保育園10園で確保し、令和8年度に保育園1園を加えるほか、令和9年度以降は大山保育園を（仮称）第一こども園に統合することにより確保します。

104ページをお願いします。
子育て短期支援事業（ショートステイ）については、乳児院2か所、児童養護施設3か所により確保します。

105ページをお願いします。
地域子育て支援拠点事業については、子育て世代包括支援センター及び児童館7か所の計8か所で確保します。

106ページをお願いします。
一時預かり事業は、幼稚園型と一般型でそれぞれ算出しています。
幼稚園型は市内の幼稚園、認定こども園、計11園にて確保します。なお、第一幼稚園は令和9年度以降、（仮称）第一こども園へ統合します。
一般型は、令和7年度においては私立保育園7園で確保し、令和8年度から新たな保育園1園を加えることにより確保します。

108ページをお願いします。
病児保育事業は、病児・病後児対応型と体調不良児対応型でそれぞれ算出しています。
病児・病後児対応型については、はやしこどもクリニックと小木こどもファミリークリニックの2ヶ所で確保します。また、令和7年度より名古屋市との広域受入に係る相互利用協定を締結し、互いの市の病児・病後児保育事業は、それぞれの市民と同じ利用料金で使用できるようにします。

体調不良児対応型については、私立保育園４園で看護師を配置し、確保するほか、令和８年度から新たな私立保育園１園を加えます。

109ページをお願いします。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、援助会員（子育てのお手伝いをしたい方）と比較して利用状況に余裕があるため、依頼会員の確保に努めます。
なお、利用実績推移の下に《参考》として掲載しているとおり、登録人数は依頼会員数が援助会員数を上回っていますが、登録のみしている依頼会員や利用のキャンセルがあるため、延べ利用者数が500件程度にとどまっており、今後は依頼会員を確保して利用者数の増加を図ります。

110ページをお願いします。
利用者支援事業は、子育て世代包括支援センター1か所で実施し、保健師等の専門職の配置及び研修を行い、多様化する子育て支援サービスの情報提供及び必要に応じた相談・助言を適切に行う体制を確保します。

111ページをお願いします。
乳児家庭全戸訪問事業は、乳児のいるすべての家庭に助産師等が訪問できる体制を確保します。
なお、当事業は令和６年度まで保健連絡員や保健連絡員OBによる赤ちゃん訪問事業にて実施していましたが、令和７年度から助産師等専門職による全戸訪問を実施します。

112ページをお願いします。
養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業やその他母子保健事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が必要と判断した家庭に対して専門的な支援が継続的に提供できる体制を確保します。

113ページをお願いします。
妊婦健康診査事業は、妊娠届出時に親子健康手帳とともに受診票を交付し、公費で受診できる体制を確保します。また、県外の医療機関を受診した場合は償還払いができる体制を確保します。

114ページをお願いします。
実費徴収に係る補足給付を行う事業は、対象となる世帯に対し、適切に助成できるよう必要な予算を確保します。

115ページをお願いします。
子育て世帯訪問支援事業は、対象となる世帯に対し、適切に派遣できる体制を確保します。

116ページをお願いします。
児童育成支援事業については、現時点では提供体制を整備することが難しいため、国の指針に従い、関係機関と連携のうえ、事業実施に向けて検討を進めます。

117 ページをお願いします。
親子関係形成支援事業は、対象となる世帯に対し、適切に情報提供や相談等が行える体制を確保します。

118 ページをお願いします。
妊婦等包括相談支援事業は、妊娠届出時をはじめ、継続的に面談等を行い、情報提供や助言指導を実施する体制を確保します。

119 ページをお願いします。
乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）は、令和 8 年度からの実施に向けて実施体制の検討を進めます。

120 ページをお願いします。
産後ケア事業は、必要とするすべての人が利用できる体制を確保します。

以上が教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容となりますが、提供体制が検討中となっている 2 つの事業以外は、計画期間において提供体制が量の見込みを上回るものとなっています。

続いて、122 ページをお願いします。
「第 6 章　推進体制」では、「1　計画の推進体制」および「2　計画の進捗状況の把握」について掲載します。

123 ページをお願いします。
123 ページ以降は「資料編」として、計画の策定経過や、こども・子育て会議要綱及び委員名簿を掲載するほか、128 ページ以降は、本計画の用語集を掲載します。

素案についての説明は以上となります。

最後に、本計画策定にかかるパブリックコメントの実施概要について説明します。
「資料５　パブリックコメント実施概要」をお願いします。
本日の会議でいただいた意見等を踏まえて修正をした本計画（案）に関するパブリックコメントについて意見募集期間を令和７年１月17日から２月17日までとし、広報こまき１月号にてパブリックコメント実施について掲載します。

計画素案と意見提出用紙については、小牧市役所、東部・味岡・北里の各市民センター、子育て世代包括支援センター、各児童館に設置するほか、市ホームページにも掲載します。意見の提出方法としては、「意見提出用紙」を、郵送、ファックス、メール、市役所こども政策課窓口へ直接持参のいずれかの方法となります。
募集期間終了後、提出いただいた意見については、個別の回答は行わず市の考え方を市ホームページに公開しますが、それぞれの意見について提出いただいた方へ個別に回答することはしません。

長くなりましたが、説明は以上です。

【鈴木会長】
ご説明ありがとうございました。
それでは、ご説明いただいた素案について、事前に委員の皆様から、オンラインフォームにて、ご意見・ご質問をいただいているということですので、事務局から回答をお願いいたします。

【事務局（こども政策課伊達係長）】
今回の会議に先立ちまして、事前にオンラインフォームからご意見やご質問をいただいております。この会議の中でご質問をいただく前に各担当課から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
それではまず、幼児教育・保育課からご説明をさせていただきます。

【事務局（幼児教育・保育課臼井課長）】
幼児教育・保育課の臼井と申します。
幼児教育・保育課関係部分を回答させていただきます。
番号１、新制度移行幼稚園、新制度未移行幼稚園の「新制度」についてのお尋ねです。
新制度は、平成27年度に幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるために作られました、こども子育て支援新制度のことです。
この新制度に移行している幼稚園では、市から給付費として、運営費が支払われますが、新制度に移行していない幼稚園では、従来から保護者から一律保育料を徴収して運営をしております。
運営経費や保育料の仕組みに違いはありますが、幼稚園の事業や保育の内容に大きな違いはありませんのでご安心をいただければと思います。

続いて番号８の質問です。
令和７年度以降における保育の量の確保の数値について、隠れ待機児童数が減少するので

しょうか、というご質問と、保育の質の向上についてのご質問についてです。
本市では、核家族化の進行や、共働き世帯の増加により、年度途中での入園を希望する申請者が増加しています。
0歳児から2歳児までの児童については、本市独自の保育料無償化の影響もあり、特に増加をしています。
現在、保育園等の適正配置整備を可能な限り早期に進めているところであり、待機児童、隠れ待機児童の1日も早い解消に向けた取り組みを行っているところです。
また、保育の質の向上の確保については、公立、私立を問わず、すべての保育園、認定こども園、小規模保育事業所を対象に、乳児保育に特化した研修を定期的に開催するなど、児童の年齢に合わせた研修を企画しており、研修内容を動画配信するなど当日参加ができない、保育士も学べる仕組みを取り入れることにより、市内すべての保育士の知識の向上、保育の質の向上に努めているところです。
引き続き、保育士の人員確保に努めるとともに、保育士の専門性の向上や、保育環境の整備を通じて、保育の質の確保に取り組んで参りたいと考えています。

続きまして番号10の質問です。
保育はこどもの権利条約の精神やその中身をしっかり理解をして進めていくことが求められる。具体的な取り組みに加えていただくことは可能かという質問です。
ご指摘いただきました「保育所保育指針」にある通り、こどもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的推進することや、こどもの人権に十分に配慮するなど、保育士一人一人がしっかりと理解しておくべき事項であり、幼稚園や認定こども園についても同様と考えています。
私どもとしても、すべての保育士が、こどもの人権や人格を尊重した適切な保育を行えるよう、研修において、こどもの権利条約の精神や、その中身をしっかりと理解できるようにすることや、保育士個人については、全国保育士会の人権擁護のためのセルフチェックリストを年2回実施し、自らの保育の振り返りができるようにしているところです。
また、そのセルフチェックの実施については、監査でも確認をさせていただいておりますので、計画への記載につきましては、検討をさせていただきたいと思います。

続きまして番号11の質問です。
令和11年時点で、3歳未満児が入所できる定員の総数は、どれくらいになるかというお尋ねですが、計画素案の90ページ91ページに記載をしている確保の内容が定員の総数になります。
令和11年度の確保の内容ですが、0歳児が210人、1歳児が510人、2歳児が641人となっており、あわせて1361人となっております。

続きまして番号12の質問です。
小規模保育事業所の保育の質の向上について、別枠で取り組む内容作っていただけないかというお尋ねであります。
こちらについては、先ほども申し上げましたが、研修計画をもとに保育士研修の実施をしているところです。
本市は低年齢児保育ニーズが増加をしていますので、それに対応した研修を企画するとと

もに、内容を具体的に知らせていきたいと考えております。また、研修の開始時間や、開催方法についても工夫をして、適切な研修計画を作成していきたいと考えております。
　また、小規模保育事業所への定期的な巡回訪問を実施しており、公立小規模保育園の施設長や園長経験のあるベテラン保育士が、保育状況を確認するとともに、こどもや保護者対応における困りごとをヒアリングし、現場の支援を行っています。
　これの取り組みを通じて、低年齢児保育の質を確保するとともに、こどもたちが安心して成長できる環境の整備に努めているところです。
　計画への記載については、検討させていただきたいと思います。
　幼児教育・保育課からは以上です。

【事務局（子育て世代包括支援センター金子係長）】
　子育て世代包括支援センターの金子と申します。
　子育て世代包括支援センターの質問にお答えさせていただきます。
　まず、番号2番、計画素案104ページ、子育て短期支援事業についてです。
　利用実績が令和5年度だけぐっと増えていますが何か理由がありますか、とのご質問ですが、令和5年度は、保護者の入院伴い、3人のこどもを10日間預かったために増加しました。
　毎年1件から数件の利用があり、預かる期間も3日程度が多い状況ですが、個々の状況により、預けるこどもの人数や、預かる期間が変わるため、延べ利用者数は毎年変動します。

　続いて番号3、112ページ、養育支援訪問事業について、子育て世代包括支援センターの岡本から申し上げます。
　養育支援訪問事業についても利用実績が令和5年度だけぐっと増えていますが何か理由がありますかというお尋ねです。
　養育支援訪問事業の利用実績が令和5年度に増加した理由については、令和5年2月より開始した国の出産子育て応援事業における伴走型相談支援に伴い、子育て応援ギフトを支給する際に、すべての家庭に訪問等を実施することとなったため、令和5年度は、一時的に本事業において、訪問を実施したことが主な要因となります。

　続いて番号4、109ページ、子育て援助活動支援事業、ファミリーサポートセンター事業について、子育て世代包括支援センターの余語がお答えさせていただきます。
　一番下の行で、「特に依頼会員の確保に努めます」とありますが、内容を考えると、周知活動に努めますの方が良いのではないかと思いました。依頼会員確保というと、市が利益を求めている感じがするので、という内容です。
　委員のご指摘のとおり、確保という表現は適さないため、最後の文章は、「今後も制度の周知に努め、特に依頼会員を増やすことで、利用者数の増加を図ります」に改めさせていただきます。

【事務局（こども政策課伊達係長）】
　続きまして、こども政策課担当分について回答をします。
　ます、番号5についてです。
　放課後児童クラブの令和6年度の増加要因と、令和7年度以降の量の見込みについて質問

をいただいております。
素案の該当ページといたしましては 98 ページ、99 ページとなります。
児童クラブの利用率は、年度により増減があるため、令和 6 年度の増加要因を特定することは難しいですが、共働き世帯が増えたことも増加の一因であると考えています。
令和 7 年度以降の量の見込みについては、各年の推計人口に、直近 5 年間で最も利用率が高い令和 6 年度の利用率を学年ごとに掛けて算出しています。
本計画では、量の見込みを確保の内容が上回っている状況ですが、年度ごとの申し込み状況に応じて、教育委員会や小学校と活動場所等について調整をし、確保の内容に不足がないよう取り組んで参ります。

関連して、番号 9　放課後児童クラブの確保の内容について、こちらの数がゆとりのある数となっているかとのご質問をいただきました。
放課後児童クラブについては、国が示している設備基準において、専用区画の面積は、児童 1 人当たり、おおむね 1.65 平方メートル以上でなければならないとされており、本市においても条例の規定にて、児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上確保するものとしています。
本計画の確保の内容については、夏休み等の学校長期休業中に小学校から、一時的に借用する特別教室も含めた、クラブ室面積を 1.65 ㎡で割った人数としております。

続きまして番号 7、素案の該当ページでは 20 ページになります。
素案の 20 ページの下のグラフですが、「就労していない、したことがない母親の今後の就労移行について」のご質問と、あわせてご意見をいただいています。
昨年度実施した、アンケート調査において、「働く予定がない」と回答があった方に対して、その具体的な理由までは確認をしておりません。
参考として、計画素案 26 ページの上のグラフにですが、子育て支援施策として市に期待することを掲載しており、No.5 に、保護者の就労支援の回答件数と回答率を掲載していますが、未就学児童で全体の 17%、就学児童では 13.2%となっています。
ただいまの説明の通り、先ほどの P20 で見ていただきました、「働く予定がない」と回答があった方の理由については、子育てや家事に専念をしたい、または働くことができない何かしらの理由があるものと推測をしますが、委員からのご意見の通り、今後は年収の壁の引き上げなど、国の動向により、さらに子育てと仕事の両立といった就労に支援ニーズも高まることがあると思います。
本計画でも掲げている、子育てと仕事の両立支援のための取り組みを活用いただけるよう働きかけるほか、取り組み内容の充実を図っていきたいと考えます。
こども政策課分は以上となります。

【事務局（保健センター野口所長）】
保健センターの野口と申します。
番号 6 について、ご説明させていただきます。
幼児期・学童期におけるフッ化物紙面塗布フッ化物洗口の実施について、内容及び担当課について、修正追加を検討くださいということでした。
内容については、集団のフッ化物塗布洗口は集団という場を通して実施をするため、各家

庭で異なる健康意識の格差を縮小させるということは必要であると感じますので、文言の中に健康格差の縮小を記載して参ります。
担当課については、市の健康に対する計画は保健センターで立てておりますが、こどもたちに実施しているのは各担当部署になりますので、所属の連名記載については、担当課と相談をして参ります。

【事務局（こども政策課伊達係長）】
最後に番号13、プレスクールの現状や内容等についてご質問をいただいております。
この事業の所管課である多文化共生推進室が、本会議には出席していないため、事前に担当課へ確認した内容を私から説明をさせていただきます。
プレスクールには、12月3日時点で67名の方が登録をしております。
講座としては、ひらがな数字などの基礎的学習のほか、小学校のルールを知るための講座を11月16日から3月15日までの期間で計14回開催する予定をしております。

以上で、事前にいただいたご意見ご質問に対する回答とさせていただきます。

【鈴木会長】
ありがとうございました。
事前質問をいただいた委員の皆様に感想や、ご意見をいただければと思います。
まず、坂委員いかがでしょうか。

【坂委員】
色々よくわかりました。ご回答ありがとうございました。

【鈴木会長】
河合委員、いかがでしょうか。

【河合委員】
先ほど26ページの内容を確認しました。
会社の方でも、先ほど言われたように、今取り組まれてる103万円の壁もありますし、我々、働く者が会社に福利厚生面で要求をしても、会社はノーワーク・ノーペイの考えが強いところであり、福祉面は国の施策等を利用してください、と強く言われます。労働者としては発言がうまく伝わらないというところがありますので、先ほどありました通り、これから働く機会が増えるということになると、より市政等の施策が強く望まれる方向になってくると思いますので、引き続きご協力いただきたいと思います。

【鈴木会長】
長江委員いかがでしょうか。

【長江委員】
いつも教育保育の質の向上について、すごくこだわりますが、今日のご説明でも、質の向上というところで、保育士の研修をなるべくたくさんの人が受けられるように、時間の配慮

や、Zoomでやりますというご説明で、確かに保育の質の向上に研修はとても大切だと思いますが、小規模もここに含まれているというお話でしたが、確かに何でもここに入れようと思えば、入れ込められるわけです。

でも、特に3歳未満児の小規模に通っているこどもたちは、一瞬一瞬のちょっとしたことでも、先生が受けとめて、答えてくれるということが、人を信頼する土台になるかなと思います。

聞いた話ですが、ぎりぎりの人数で、本当であれば、いつも決まった先生がこどもに向き合って、こども一人一人に合った関わりをするのが一番だと思いますが、どう見ても保育士不足なのでパッチワークのように継ぎはぎ、継ぎはぎで、午前中一緒に遊んでくれた先生が、お昼寝から目覚めたら違う先生になっていた、そういう現状でいいのか。

例えば突然お邪魔したら、本当に職員の数がそろっているのかな、ということも心配だなというところで、これが急激に10年ちょっとで、20ヶ所になったわけです。

どんどん増えていて、でも質が伴っているのかなと思うと、何か起きたらいかんっていうところで、ここはまた一つ課題として別枠で、重点的にこどもの命、安全を守るためにも、取り組んでいただきたいなと思って、書かせていただきました。

保育の質とか向上というと、61ページの3番に書いてあるように、研修ということが書いてありますが、質の向上というと、保育園とか幼稚園の配置というか、設備的なことであったり、職員の福利厚生的なことであったり、保育そのものであるって三つの角度から大ざっぱに見ることができるかなと思うときに、研修は保育者が受けるし、研修を受ければ、それが刺激になって、こどもたちに返っていきますが、もし最初の方に書けないのであれば、こどもの最善の利益とか、こどもの人間としての尊重とか尊厳とか、何かそういうこどもに直接関わるような、心して取り組むっていうようなことも挙げていただけるといいのかなと思い聞いていました。

【鈴木会長】

ありがとうございました。

質の向上に関しては本当に難しいところもありますが、これをするという具体的なところでなくても、先ほど長江委員が言われたような最善の利益とか、尊厳尊重といったところを少しでも加えていただいたらいいかなと思います。

また、量の拡大は、徐々に軌道に乗りつつあるとは思いますが、質については、どこまでいっても大変なところですし、予断なく、努力を進めていかなくてはならないところですので、そこの決意だけでも書いていただければなと思う次第であります。

では、事前の質問期間が短かったので、まだ質問を出し切れていないこともあろうかと思います。何かありましたら、ご意見、感想でも結構ですので、いただけたらと思いますが、よろしいですか。

鳥居委員お願いします。

【鳥居委員】

教育と保育の量の見込み確保ということで、いろんな設定という形で書いてあるんですけど、122ページに市のいろんな計画をもとに、一緒に共同でやっていくということを謳ってあると思います。

そのため、今年度出た学校の統廃合の計画が出ていると思いますが、統廃合の計画をもと

に、それぞれの数量が明確にわかりやすくなってくると思うので、できましたら、資料として、その学校が今後こういうふうに変わってくんだと、だからこのエリアはこれだけ減ってくるという形で、それがわかるような資料、ここを見ると人口統計だけで、全体わかるんですけど、この各エリアが何で減るかというのがわかりづらい。
それをより明確にするために、統廃合についての計画と、もう一つは人口構成ですけど、それぞれの西部、中部、東部の人口構成の減り方を、本当は示していただくと、こんなに人数が減ってくるから、これだけ量も減ってくるよな、っていうことがあるといいかなと思いました。

それともう1点。
今回109ページのファミリーサポートですが、圧倒的に依頼会員が少ないんです。
確保するために、対応していきますと書いてありますが、ずっと対応するっていう言葉だけで、具体論がないんですよね。
本当はここをもう少し具体的にしていかないと、ファミリーサポートの依頼者が増えないと思います。
いろいろな呼びかけがあります。民生委員のところでも。ただ、出てくる一番の問題は運転です。この保証で運転して何か起きたら大丈夫だとかっていう、依頼を増やすために、もう少し工夫が要るのではないかなと思いますので、その対応策がありましたら、言っていただけるとありがたいかなと思います。

あと、111ページの保健連絡員もしくは保健連絡員OBによる赤ちゃん訪問が、令和8年度から、助産専門の方たちが実施するとなっていますが、どのような理由か教えていただけませんでしょうか。

【事務局（保健センター野口所長）】
保健センターの野口です。
保健連絡員による赤ちゃん訪問を平成14年からずっとやって参りました。
これは地域の見守りというところで続けて来ましたが、こども家庭庁ができ、その中で、助産師が訪問する、伴走型支援というものが入ってきました。今は妊婦さんの時と出産されてからについては、子育て世代包括支援センターの専門職である助産師による訪問を実施しています。
それとあわせて、出産されてから、助産師とボランティアである保健連絡員が訪問している状況になっています。
その中で、出産された妊婦さんがわかりづらいというようなことが一つあります。
あと、何度も来てもらわなくてもという、妊婦さん側のご意見もあります。
専門職の助産師が対応した方が何回も対応しなくてよいので、その方が良いのではないかというところで、伴走型の専門職が対応することにしました。
また、地域での見守りというのは必要になります。その点については保健連絡員が活躍できるように考えていきたいと思っております。

【事務局（子育て世代包括支援センター余語副所長）】
ファミリーサポートセンターの依頼会員、援助会員の周知については、委員のおっしゃる

通り、ずっと周知はしていますが、なかなかやってくださるっていうところがないのではないかというご意見ですが、援助会員さんの周知については区長会等に行かせていただいたりしながら、周知を図っているところです。
　今は援助会員さんも必要ですが、依頼会員さんの数を増やしたいと考えております。
依頼会員数は、少し増えていますが、会員になっても依頼されない方、または依頼されていてもその依頼をキャンセルされる方も多い状況ですので、もう少し依頼会員さんが使いやすいように周知していけたらと考えています。
　具体案については検討していきたいと思っています。

【事務局（こども政策課伊達係長）】
　委員からご意見いただいた通り、学校関連では小牧市新たな学校づくり推進計画が策定されており、こども計画も市の他の計画と整合を図ったうえで策定をさせていただくものになります。
　本計画で定める量の見込みや、確保の内容については、教育保育事業については 3 ブロック、児童クラブにおいては小学校区ごと、それ以外のものについては全市的に提供体制の確保の内容を定めているものとなりますが、統廃合の関係で一番影響が出るのが、放課後児童クラブかと思います。今後、具体的な統廃合の時期等を示された場合、本計画の中間見直しのタイミングで、今後反映させていただきたいと考えています。

【鈴木会長】
　他はいかがでしょうか。
　田中委員、お願いします。

【田中委員】
　104 ページをお願いします。
　子育て短期支援事業（ショートステイ）ですが、小牧市のこども計画ということですが、犬山とか一宮の他市の施設が書いてありますが、提供区域が市全域となっています。他市の施設も一緒に量の見込みが、計算されているということでしょうか。

　30 という数字ですが、たまたま令和 5 年度が 30 ということになった理由はわかりました。
　一方で令和 6 年度は 7 という数字になっていますので、この 30 という見込みの数字が多過ぎると私は思います。
　たまたま令和 5 年度が 30 で出たから、その 30 にしたのか、説明をお願いします。

　また、小牧市以外の乳児院や児童養護施設を使っているようですが、これはどういうことでしょうか。

　【事務局（子育て世代包括支援センター金子係長）】
　まず、提供区域についてです。
　小牧市全域となっていますが、小牧市の中に乳児院や児童養護施設が竜陽園しかない状況がありますので、小牧市から送り迎えが可能な施設ということで近隣も含めて、乳児院 2 か所、児童養護施設 3 か所確保させていただいてるところです。

それから30という数字です。
基本的には先ほどお答えさせていただきました通り、毎年変動があるということで多くなる年もあれば、少なくなる年もございます。
基本的には原則として1週間程度、7日間以内で預かりということになっておりますが、個々の事情により、それが3日になったり、10日になったりということもあります。
過去5年を見て、多い値を取ったところです。

【田中委員】
提供区域について、市全域と言わず、例えば、市と近隣の市と書き直すことはできないですか。

【鈴木会長】
これは小牧市の計画なので、他市の施設を確保の内容に含めることは書けますが、提供区域はあくまで小牧市全域となる、というところですかね。

【田中委員】
もう1点。
今の30にこだわるわけではないですが、実際蓋開けてみて、実績を見たら、おそらく30を下回る数字が出ると私は思いますがいかがですか。

【事務局（子育て世代包括支援センター金子係長）】
あくまで確保という観点で、30にしていますので、ご理解いただきますようにお願いいたします。

【安藤委員】
33ページをお願します。
計画の目指すビジョンということで、ビジョンが1から3まであります。この小牧市こども計画は、こども基本法、こども大綱に沿った形で作っているという認識ですがよろしいですね。
こども基本法には基本理念が六つあります。こども大綱にも、六つの目指すビジョンのようなものが書かれています。
小牧市こども計画では、最初のビジョンに「こどもの貧困をなくそう」というのがいきなり出てくる。そして、「こどもの居場所づくり」が次に出てくる。ビジョンの3として「こどもの夢・未来を育てよう」という、小牧が独自に行ってきている、こども夢・チャレンジNo.1都市宣言という、こどもに対する特化したような、小牧として独自の特色ある取り組みだったと思いますが、この順番が気になります。
何か意図があるのかどうか、ということだけなんですが、貧困がいきなり来ること自体、こども基本法でも貧困については、後の方に出てきます。
こども大綱でも貧困については、4番目に出てくる文言ですが、これがビジョンの1にいきなり出てくることが個人的には違和感があるなと。もう少し夢のある、「こどもの夢・未来を育てよう」という、こういう大きな思いをビジョンとして持ってきた方が、何となく小

牧の明るい未来が見えますが、貧困をなくそうということ自体は、改善をしなければいけない負の部分からスタートするのかなという、これは僕の受けとめ方でしょうか。

【鈴木会長】
　要は夢・未来を一番に持ってきたらいいんじゃないかというね、ビジョンの１と３を入れ替えたらどうかという。
　これは部長に聞いたほうがいいかな。

【事務局（こども未来部川尻部長】
　前回の計画を踏襲してこの並びになっておりますが、委員がおっしゃられるように、こども基本法などを踏まえると、果たしてこれが適当かというところがありますので、順番の入れ替えについてもう一度検討させていただきます。

【鈴木会長】
　馬場委員お願いします。

【馬場委員】
　もしそうなりますと、今日いただいた資料の136ページに、子育て分野における取り組みとSDGsの対応という文章の、一番下から４行目に、「特に１貧困をなくそうの達成に関連する取り組みについて」、という記述がありますので、そこと整合性を図っていただいた方が良いのではないかなと思いました。
　多分、SDGsに合わせて、このロゴのイラストを変えているんですけど、これに合わせての順番だったのではないかなと思ったので申し上げました。

【鈴木会長】
　他にはいかがでしょうか。いいですか。

　市全体として取り組むことが非常に大きくあるかと思いますので、言葉の話だったり、理念は計画に書けますが、具体策に部局を超えたところでの努力は必要かと思いますので、ぜひ、小牧の子育ての、こどもたちのために、皆さんでできたらと思っております。
　細かいところから、大きいところまで本当に色々ご意見いただき、ありがとうございました。
　本日いただいたご意見で、修正が必要な箇所については、事務局で訂正をしていただいて、修正後の内容については会長に一任していただく形でお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。
　はい。

　本日の議事については以上となります。
　最後に野田次長に締めていただいて、年末の挨拶と市の抱負を述べていただいてから終わろうかと思います。

【事務局（野田次長）】

＜野田次長あいさつ＞

【事務局（こども政策課小川課長】
皆様、本日も多数のご意見を頂戴し、慎重なご審議、ありがとうございました。
最後に今後の会議日程等についてご説明申し上げます。
次第「3. 今後の予定」をご覧ください。
本日いただいたご意見等による、計画の修正は鈴木会長に確認いただくこととするため、前回の会議において令和７年１月８日（水）の開催を案内させていただきましたが、１月８日の会議は不開催といたします。
また、計画の修正につきまして、会長に確認をいただいた後、１月 17 日からのパブリックコメントでの計画（案）といたしますが、委員の皆さまへは計画の修正点が分かるようにし、本日の会議議事録と合わせて年内には郵送させていただきたいと考えております。

次回、第５回会議は、令和７年３月 17 日（月）午後２時から、パブリックコメントの結果を踏まえた最終案についてご審議いただく予定しております。ご出席いただきますようお願いいたします。

最後になりますが、年末・年始にかけまして、忘年会やお正月等、飲酒する機会が増え、飲酒運転による交通事故の増加が懸念されます。「運転するなら酒を飲まない、酒を飲んだら運転しない」をスローガンに飲酒運転の根絶についてご家族や知人の方等にも声かけいただきますようお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、令和６年度第４回小牧市こども・子育て会議を閉会します。どうぞ気を付けてお帰りください。